

令和5年5月2日

学生・保護者 各位

秋田工業高等専門学校校長

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行するとされており、これまで3年余に及んだ感染症との戦いに一つの節目を迎えることとなります。

この間、様々な制約の中で、本校の取組みにご理解・ご協力をいただいた学生・保護者の皆様に改めて感謝申し上げます。

さて、本校における5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の取扱いについては、次のとおりといたしたくお知らせ申し上げます。

記

○日常的な感染対策について

清潔なハンカチ、ティッシュ、うがい、手洗い、咳エチケット、さらに必要に応じてマスクをすることは、基本的な感染症対策として有効です。各自が自らの判断で、体調や感染状況に応じた適切な感染症対策をとるようお願いします。

○新型コロナウイルス罹患に伴う出席停止の取り扱いについて

学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、学校保健安全法等の規定により「発症日翌日より5日間、かつ症状軽快後24時間が経過するまで出席停止」とします（無症状罹患者は「検体採取日より5日間」）。

※罹患に伴う欠席の連絡先：学生課教務係へeメッセージにて連絡

※出席停止解除後、発症から10日間経過までは、マスク着用を推奨します。

○5月8日以降、出席停止・公欠扱いの対象とならないもの

- ・同居家族が感染した等、これまでは濃厚接触者となっていた場合
- ・類似症状（発熱等）を呈した場合
- ・ワクチン接種及びその副反応

○臨時休校等の措置について

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症患者が多数発生するなどして臨時休校等の措置を行う際は、eメッセージ・HP等でお知らせします。